

〈家庭総合保険〉

# ホームアシスト

あなたの暮らしをお守りする  
エキスパートです。



このパンフレットは、2015年10月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

朝日火災は  
こんな会社です

弊社は、昭和26年2月28日、野村証券(現野村ホールディングス)、大和銀行(現りそな銀行)、第一銀行(現みずほ銀行)等の発起により設立されました。平成23年5月24日、野村ホールディングスの連結子会社となり、現在に至っています。

# 住まいに関するあらゆるリスク。 「ホームアシスト」が、あなたの暮

# らしをお守りします！



## 建物・家財のリスク

P3へ

お住まいのリスクは火災だけではありません。  
風災や水災等の自然災害のリスクや水濡れ等の日常災害のリスクにもしっかりした  
備えが必要です。



火災



水災



水濡れ



盗難



破損・汚損



風災

お住まいには  
色々なリスクが  
あります！

地震列島と呼ばれる  
日本。地震等の災害に  
備えて、地震保険のセット  
をおすすめします。

日常生活で  
賠償責任を負うことも…  
備えておけば安心です。



地震による損壊



地震による火災



津波による流失



噴火による埋没



日常生活での賠償



家主さんへの賠償

## 地震のリスク

P7へ

## 日常生活のリスク

P5へ

ホームアシストならお住まいのさまざまなリスクを補償！

POINT  
1

### 充実の基本補償と選べるオプション！

ホームアシストは、火災や風災・水災等の自然災害による損害はもちろん  
破損等の偶然な事故による損害まで、お住まいのリスクを幅広く補償します。  
お客さまのニーズに合わせて、ご予算に応じた補償内容を選択できます。  
また、お住まいの条件等により、納得の保険料設定が可能です。

さらに！

ご希望によりお住まいの補償以外の賠償事故等、日常生活のリスク  
までトータルにサポートします。

P3へ

P5へ

POINT  
2

### お住まいの建物はもちろん 敷地内にある様々なものを補償！

ホームアシストは、お住まいの建物だけではなく、同じ敷地内にある  
様々な設備や付属建物も補償します。

P6へ

POINT  
3

### 保険期間中いつでも「新築できる」保険金をお支払い！

ホームアシストは、保険金額を「再調達価額」(同等の建物を新たに建築  
するために必要な金額)で設定し、「再調達価額」を基準に保険金をお支  
払いする「新価実損払」方式です。

P9へ



### 保険料の払込方法は「長期年払<sup>(注)</sup>」がお得！

「長期年払」の保険期間は2年～10年の整数年からお選びいただけます。  
お選びいただいた保険期間に応じ、保険料が4%～10%お安くなります。

(注)「長期年払」の正式名称は『長期保険保険料年払特約』です。

P10へ

補償内容

特約

保険の対象

地震保険

保険金額

保険料の払込方法

保険金のお支払い  
条件・お支払方法

「ご注意  
いただきたい点

よくある「質問  
用語の「説明

# お客さまの安心をアシストする朝日火災のホームアシスト 4つのプランでピッタリの補償をご提案します！

## 基本となる補償

○ 補償します × 補償しません ▲ 特約等により補償を外すことができます

### 建物や家財の補償

事故の種類	ワイド	ベーシック	エコノミー	フリー
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発	○	○	○	○
④ 風災、雹災、雪災	○ 自己負担額はありません。	○	○	○
⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等	○	○	×	○
⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ	○	○	×	▲ (注1)
⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×	▲
⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	×	▲
⑨ 水災	▲	▲	×	▲
⑩ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	○ 自己負担額はありません。	▲ 自己負担額をお選びいただけます。	×	▲ 自己負担額をお選びいただけます。

さらに充実！

### 選べるオプション

補償を充実させるため、オプション(特約)をセットできます。



P5へ

さらに安心！

### 地震保険

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



P7へ

### 費用の補償

すべてのプランで補償します

- 水道管修理費用(注2)
- 災害時諸費用
- 地震火災費用
- わんちゃん・ねこちゃんの仮住い費用も補償!
- 緊急時仮住い費用(注2)
- 錠前交換費用(注2)
- 特別費用(注2)
- 損害防止費用

(注1)破損・汚損損害等補償対象外特約をセットする場合のみ、基本補償から⑤～⑧の補償を外すことができます。  
(注2)保険の対象が建物の場合のみ、補償します。

補償内容  
特約  
保険の対象  
地震保険  
保険金額  
保険期間と保険料の払込方法  
保険金のお支払条件・お支払方法  
ご注意ください  
よくあるご質問

# オプション(特約)で補償を充実!

## オプション(特約)

### 建物や家財の補償

ご希望により基本となる補償に以下のオプション(特約)をセットできます。

#### 建替費用補償特約

ワイドプラン自動セット (保険の対象が建物の場合のみ)

建物が事故により、再調達価額の70%以上の損害を受け、同一用途の建物に建替えた場合の費用をお支払いします。



#### 防犯対策費用補償特約

ワイドプラン自動セット (保険の対象が建物の場合のみ)

建物に不法侵入を伴う犯罪行為が発生し、再発防止のために、建物の改造を行った場合の費用をお支払いします。



#### 共用部分修理費用補償特約

ワイドプラン自動セット (保険の対象が区分所有建物の場合のみ)

バルコニー等のような使用または管理する建物の共用部分が損害を受け、修理した場合の費用をお支払いします。



#### 持ち出し家財補償特約

ワイドプラン自動セット (保険の対象が家財の場合のみ)  
ベーシックプラン自動セット

旅行等で建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内で事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(現金等、預貯金証書を除きます。)

※エコノミープランにはセットできません。

※ベーシックプラン、フリープランで破損・汚損損害等補償対象外特約をセットした場合はこの特約はセットできません。



#### 引越し中の損害補償特約

ご希望によりセット (保険の対象が家財の場合のみ)

建物から転居先の住宅に運送中の家財が、事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(現金等、預貯金証書を除きます。)

※エコノミープランにはセットできません。



### 日常生活の補償

ご希望により基本となる補償に以下のオプション(特約)をセットできます。

#### 類焼損害補償特約

ご自宅の火災、破裂・爆発の事故で近隣の住宅やその家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。



#### 個人賠償責任補償特約 (賠償事故解決に関する特約自動セット)

ご家族の方が日本国内または国外の日常生活において、偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、応急手当および訴訟費用は別にお支払いします。

※日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」がご利用いただけます。



#### 借家人賠償責任補償特約 (修理費用補償特約自動セット)

火災、破裂・爆発により借用する戸室が破損し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、借用する戸室が損害を受け、貸主との賃貸借契約に基づき修理した場合の費用をお支払いします。



# お住まいの様々なものを補償!

**ポイント** ホームアシストでは、お住まいの建物だけではなく、同じ敷地内にある様々な設備や付属建物も補償します。



### ホームアシストで補償対象になるもの

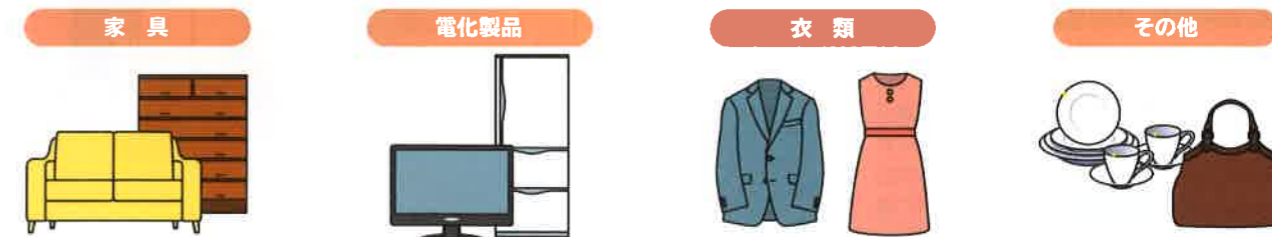


(注1) 門、塀もしくは垣または物置、車庫などは、ご契約時に保険の対象に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象となります。

**ポイント** 建物だけの火災保険では、家財の損害は補償しません。家財の火災保険へのご加入をおすすめします。



### 家の中の家財には様々なものがあります!



#### 建物と家財の両方を保険の対象とした場合

建物



補償します

家財



補償します

#### 建物のみを保険の対象とした場合

建物



補償します

家財



補償しません

**ポイント** 以下の明記物件は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含みませんので、ご注意ください。

- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

# 地震保険でさらに安心!

ホームアシストには、ご希望されない場合を除き、地震保険をセットでご契約いただきます。地震保険を単独でご契約することはできません。

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震による損壊



地震による火災



津波による流失



噴火による埋没



地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火・津波による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火・津波による火災損害(地震・噴火・津波による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

## 保険の対象

地震保険の対象は「住居専用の建物(専用住宅)」または「家財」です。次のものは地震保険の対象には含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手等
- 貴金属、美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿等



## 保険金額の設定

保険金額はホームアシストの保険金額の30~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

## 保険金のお支払い

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が右表の損害を受けた場合、地震保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が7兆円(平成27年10月現在)を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減される場合があります。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)
半損のとき	地震保険の保険金額の50% (時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

## 保険期間

1年間ごとの自動継続方式や最高5年までの長期契約方式があります。ただし、ホームアシストの保険期間とあわせてご契約いただきます。なお、ホームアシストの保険期間の途中から地震保険を追加することもできます。

## 割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が下表の適用の条件を満たす場合は、所定の割引が適用されます。割引の適用には所定の確認資料の提出が必要です。なお、割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	割引率	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引	50%	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)<sup>※1</sup></li> <li>● 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)<sup>※2</sup>または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)</li> </ul>
耐震等級割引	3等級 50%	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)<sup>※2</sup></li> <li>● 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)<sup>※2</sup></li> <li>● ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)<sup>※3</sup>および②「設計内容説明書」など免震建築物であることまたは耐震等級を確認できる書類(写)<sup>※2</sup></li> </ul>
	2等級 30%		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価指針に基づく耐震性能評価書(写)</li> </ul>
	1等級 10%		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価指針に基づく耐震性能評価書(写)</li> </ul>
耐震診断割引	10%	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)</li> <li>● 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)</li> </ul>
建築年割引	10%	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等<sup>※4</sup>が発行<sup>※5</sup>する書類(写)</li> <li>● 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)</li> </ul>

- ※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。
- ※2 免震建築物割引および耐震等級割引の必要な確認資料のうち、以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
  - ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
  - ・「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
  - ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合
- ※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
- ※4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
- ※5 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

## ◆警戒宣言が発令された場合について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません。

補償内容

特約

保険の対象

地震保険

保険金額

保険料の払込方法

条件・お支払方法

ご注意の点

よくあるご質問

# お住まいと家財をお守りするために

## ポイント

ホームアシストでは、保険金額を「再調達価額」で設定します。  
「再調達価額」いっぱい保険金額を設定することにより、万が一の事故の場合でも、お受け取りいただく保険金だけで修復・再築・再取得することができます。

## 建物の再調達価額の目安

「再調達価額」を算出するために、以下の方法で建物の「評価額」を算出します。

新築時の建築価額がわかる場合

新築時の建築価額と物価等の価額変動率(建築費倍率)により算出します。

【算出のイメージ】

$$\text{新築時の建築価額} \times \text{建築費倍率} = \text{建物評価額}$$

新築時の建築価額がわからない場合

1㎡あたりの新築費単価と建物の延床面積(占有面積)により算出します。

【算出のイメージ】

$$\text{新築費単価} \times \text{延床面積(占有面積)} = \text{建物評価額}$$

## 家財の新価(再調達価額)の目安

(平成27年10月現在)

家財の新価額は、「世帯主の年齢」と「家族構成」によってお見積りできます。下表の「家財の標準新価額表」を参考に保険金額を設定してください。

【家財の標準新価額表】

(単位:万円)

家族構成	2人		3人		4人		5人			独身世帯
	夫婦	夫婦 + 子供1人	夫婦 + 大人1人	夫婦 + 子供2人	夫婦 + 子供1人 + 大人1人	夫婦 + 大人2人	夫婦 + 子供3人	夫婦 + 子供2人 + 大人1人	夫婦 + 子供1人 + 大人2人	
世帯主の年齢 25才前後 (25才未満を含む)	480	550	600	620	670	720	690	740	790	840
30才前後	660	730	780	800	850	900	870	920	970	1,020
35才前後	940	1,010	1,060	1,080	1,130	1,180	1,150	1,200	1,250	1,300
40才前後	1,140	1,210	1,260	1,280	1,330	1,380	1,350	1,400	1,450	1,500
45才前後	1,300	1,370	1,420	1,440	1,490	1,540	1,510	1,560	1,610	1,660
50才前後 (50才以上を含む)	1,370	1,440	1,490	1,510	1,560	1,610	1,580	1,630	1,680	1,730

※1 上表にない家族構成の場合は、家族構成「夫婦」の標準新価額に大人1人あたり120万円、子供1人あたり70万円を加算します。なお、「大人」とは18才以上の方をいい、「子供」とは18才未満の方をいいます。

※2 上表の「家財の標準新価額表」を参考に、実際の家財について総合的判断の上、必要な場合は標準新価額を調整することができます。

## ポイント

明記物件の保険金額は明記物件の種類により市場流通価額、または再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額により設定してください。

# 保険期間と保険料の払込方法

保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

保険期間をお選びください

1年間

2年~10年間

保険料の払込方法をお選びください

一時払

分割払(12回)

長期一括払

長期年払

その他、ご契約者が勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、一定の条件があります。

## 「長期年払<sup>(注)</sup>」で保険料をお得に!

(注)「長期年払」の正式名称は『長期保険保険料年払特約』です。

保険料の払込方法を「長期年払」にするとこんなにメリットがあります。

### メリット① 保険料がお安くなります!

「長期年払」の保険期間は2年~10年の整数年からお選びいただけます。お選びいただいた保険期間に応じ、保険料が4%~10%お安くなります。

保険期間に応じて保険料がお安くなります!

保険期間	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
割引率	4%	5%	7%	8%		9%		10%	

※割引率は1年ごとにご契約いただく場合との比較です。  
※割引率は年料率に対して適用するため、1年ごとにご契約いただく保険料と比較して実際にご契約いただく保険料は上記割引率と異なる場合があります。  
※地震保険は割引の対象外です。

### メリット② 保険期間中はご継続のお手続きが不要です!

- 「長期年払」にすると保険期間中は毎年のご継続のお手続きが不要になります!
- 「長期年払」の保険期間中はご継続もれの心配がありません!
- 「長期年払」の保険期間は最長10年まで可能です!

「長期年払」保険期間5年の場合



※地震保険は保険期間1年ごとの自動継続契約となります。

補償内容

特約

保険の対象

地震保険

保険金額

保険料の払込方法

保険金のお支払  
条件・お支払方法

ご注意ください

よくあるご質問

# 保険金のお支払条件・お支払方法

事故の種類	損害保険金をお支払いする主な場合 (損害の程度、支払条件等)
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
④ 風災・雹災・雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(注1)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(注2)により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物等の外壁、屋根、開口部等が風、雹、雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。)
⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ	給排水設備に生じた事故(注3)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、または溢水による水濡れにより損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損	ア. 保険の対象(明記物件を除きます)について生じた盗取・損傷・汚損 盗難によって保険の対象について盗取、損傷、汚損が生じた場合に保険金をお支払いします。
	イ. 明記物件について生じた盗取・損傷・汚損 盗難によって保険の対象について盗取、損傷、汚損が生じた場合に保険金をお支払いします。
	ウ. 建物内における現金等・預貯金証書の盗難(注4) 建物内における現金等・預貯金証書の盗難が生じた場合に保険金をお支払いします。
⑨ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、損害の状況が次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 a. 再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 b. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合
⑩ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

(注1)洪水、高潮等を除きます。(注2)融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。(注3)その給排水設備自体に生じた

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする主な場合	お支払いする費用保険金の額
水道管修理費用保険金	保険の対象である建物の専用水道管が凍結により損壊し、修理費用を支出した場合	実費 (1事故について、10万円限度)
災害時諸費用保険金	〈保険の対象が建物の場合〉 上記①から⑩の事故により保険金が支払われる場合 〈保険の対象が家財の場合〉 上記①から⑨(ただし⑧はア、およびイ、の場合のみ)の事故により保険金が支払われる場合	損害保険金×30% (1事故1敷地内について、500万円限度)
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合	保険金額×5% (1事故1敷地内について、300万円限度)
緊急時仮住い費用保険金	保険の対象である建物が上記①から⑦、⑨、⑩の事故により再調達価額の15%以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペットを同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	実費 (1事故1敷地内について、保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)
錠前交換費用保険金	保険の対象である建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の交換費用を支出した場合	実費 (1事故1敷地内について、10万円限度)
特別費用保険金	保険の対象である建物が上記①から⑩の事故により保険金が支払われる場合で、保険契約が終了する場合	損害保険金×20% (1事故1敷地内について、300万円限度)
損害防止費用	上記①から③の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	実費

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
建替費用補償特約	保険の対象である建物が上記①から⑩の事故により保険金をお支払いする場合で、再調達価額の70%以上100%未満の損害を被り、損害を受けた建物と同一用途の建物に建替えた場合	実費(再調達価額または保険金額のいずれか低い額から損害保険金および譲渡額等を差し引いた額が限度)
防犯対策費用補償特約	保険の対象である建物に不法侵入を伴う犯罪行為が発生した場合で、犯罪の再発を防ぐために、建物の改造を行った場合	実費 (保険期間中、20万円限度)
共用部分修理費用補償特約	保険の対象である建物が上記①から⑩の事故によりもっぱら被保険者が使用または管理する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき被保険者に修復義務が生じ、これを修理した場合	実費 (1事故1敷地内について、10万円限度)

お支払いする損害保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害額(修理費)(保険金額が限度)	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(保険金額が限度)	
損害額(修理費)(保険金額が限度)	
損害額(修理費)(1事故について、1個または1組ごとに100万円が限度)	⑩ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
損害額(1事故1敷地内について、現金等は20万円限度、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)	
損害額(修理費)(保険金額が限度)	
損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(建物に保険金額が限度、家財は支払限度額が限度)	

損害を除きます。(注4)保険の対象が家財の場合に補償します。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
持ち出し家財補償特約	建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内において上記①から⑩(ただし⑧はア、およびイ、の場合のみ)の事故により損害を被った場合	〈⑩の事故の場合〉 損害額(修理費)－免責金額(自己負担額) (1事故について、保険証券記載の支払限度額が限度) 〈上記以外の事故の場合〉 損害額(修理費)(1事故について、100万円限度)
引越し中の損害補償特約	建物から転居先の住宅に運送中の家財が、日本国内において上記①から⑩(ただし⑧はア、およびイ、の場合のみ)の事故により損害を被った場合	〈明記物件以外の場合〉 損害額(修理費)(1事故について、100万円限度) 〈明記物件の場合〉 損害額(修理費)－免責金額(自己負担額) (1事故について、100万円限度)
類焼損害補償特約	上記①または③の事故で近隣の住宅やその家財(類焼補償対象物)に損害を与えた場合	類焼補償対象物の損害額。ただし、他に火災保険等がある場合は、損害額から他の保険契約で支払われる保険金を差し引いた額。(保険期間中、1億円限度)
個人賠償責任補償特約	被保険者本人、その配偶者およびこれらと同一世帯の親族が日本国内または国外において次のような事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	賠償金額－保険証券記載の免責金額(自己負担額) (1事故について、保険証券記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
賠償事故解決に関する特約(個人賠償責任補償特約に自動セット)	個人賠償責任補償特約で補償する日本国内で生じた賠償事故について、被保険者の同意を得て、相手方との折衝や示談等を行います。	—
借家人賠償責任補償特約	上記①または③の事故により被保険者の借用する住宅が破損し、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	賠償金額－保険証券記載の免責金額(自己負担額) (1事故について、保険証券記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
修理費用補償特約(借家人賠償責任補償特約に自動セット)	賃貸住宅で上記①から③の事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。)	実費-3,000円 (1事故について、支払限度額300万円が限度)

補償内容

特約

保険の対象

地震保険

保険金額

保険料の払込方法

条件・お支払方法

ご注意ください

よくあるご質問

## ご注意いただきたい点

### 告知事項

#### ① 保険の対象(保険をつける物)の所在地 ② 建物種類・性能、用法、面積 ③ 他の保険契約等

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるものです。ご契約者または被保険者には告知事項について、事実を正確にお知らせいただく義務(告知義務)があります。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### 通知事項

通知事項とは、告知事項に関して変更または相違等が生じた場合、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知いただくものです。ご契約者または被保険者には通知事項について、事実を正確にご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### 保険契約の自動継続

「保険契約の継続に関する特約」(注1)により、ご契約を自動的に継続します。

- ① 保険期間の満了する5か月前をめどに、保険契約の継続のご案内をお送りします。その後、取扱代理店または弊社より保険契約の継続の具体的な手続き等についてご案内します。
- ② 保険期間の満了する3か月前までに、ご契約者からご契約内容の変更またはご契約を継続しない旨のお申し出がない場合は、保険契約の継続に関する特約に基づき、継続前のご契約と同一(注2)のご契約内容にてご契約を継続いたします。  
※「保険契約の継続に関する特約」を適用して、ご契約を継続いただいた場合には、継続後のご契約の内容を表示した保険証券または保険契約継続証を発行します。なお、継続後のご契約内容によっては、保険証券または保険契約継続証の発行を省略する場合があります。  
※所定の条件により、ご契約が継続されない場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社よりご連絡いたします。

(注1) 保険期間が10年間の場合のみ、自動的にセットされます。

(注2) 建物を保険の対象とするご契約の場合、建物の保険金額を見直しいたします。その他のご契約内容も一部変更となる場合がございます。

### 事故発生の場合

- ① **事故の通知**  
この保険で補償される事故が生じた場合は、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡の上、保険金請求の手続きをお取りください。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。
- ② **弊社にご相談いただきたいこと**  
個人賠償責任補償特約または借家人賠償責任補償特約による事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。  
個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。  
ホームアシストは、借家人賠償責任補償特約の対象となる事故について、示談交渉サービスはありません。相手方との示談につきましては、弊社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

## 24時間安心な暮らしのお手伝い

## 朝日火災のホームサポートサービス“生活救急車”

カギ・ガラス・水まわりのトラブルに24時間対応の業者をご紹介します。

※ご利用料金はおお客様のご負担となります。

**生活救急車**

電話帳(携帯電話・固定電話)に登録してください。  
トラブル専用フリーダイヤル  
**0120-456-365**  
24時間・市外・PHSからもご利用いただけます。



- このサービスは、ご契約者・被保険者のご利用に限ります。
- このサービスは、弊社が業務委託したジャパンベストレスキューシステム株式会社(JBR)を通じてご提供させていただきます。

## よくあるご質問

- Q** 建物の保険金額は  
どうやって決めるの?  

- A** 保険の対象と同等の建物を新たに構築するために必要な額(再調達価額)を  
保険金額にします。  
建築当時の建築価額がお分かりになる場合は建築価額から再調達価額を算出  
します。建築当時の価額がお分かりにならない場合は建物の所在地、  
構造、面積により再調達価額を算出します。  
詳しくは、P9をご覧ください。  

- Q** 家財にも火災保険は  
必要?  

- A** 建物の補償だけが火災保険ではありません。  
家財も保険の対象にすると、たとえばコンロからの出火による冷蔵庫や  
電子レンジ、食器棚などの損害も補償されます。  
また、盗難や落雷による損害にも保険金をお支払いします。  

- Q** 家財の保険金額は  
どうやって決めるの?  

- A** 再調達価額の範囲内で必要な金額を設定してください。  
世帯主の年齢、家族構成より一般的な再調達価額  
を算出します。  
詳しくは、P9をご覧ください。  

- Q** 火災保険料は  
どうやって決めるの?  

- A** 建物の構造、保険の対象の所在地、保険金額、基本補償と選べるオプション、  
自己負担額、保険期間(ご契約期間)、保険料払込方法によって決まります。  
詳細につきましては、取扱代理店または最寄りの朝日火災営業店まで  
お問い合わせください。  

- Q** ホームアシストの  
保険料は保険料控除の  
対象になるの?  

- A** 損害保険料控除制度は2007年より地震保険料控除制度  
に改正されました。この改正によって、火災保険料は控除対  
象外となり、地震保険料のみ控除対象となりました。  
よって、火災保険と地震保険をセットでご契約  
いただいている場合は、地震保険料のみ控除対象  
となります。  


### ◆ 保険用語のご説明

この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご確認ください。

用語	定義	用語	定義
屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
家財	生活用動産をいいます。なお、明記物件は明記された場合のみ家財に含まれます。	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ご契約者(保険契約者)	ご契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)で、保険契約上の様々な権利・義務を持たれる方をいいます。	保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。	保険金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀または垣、外灯その他これらに類する屋外設備・装置を除きます。	保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

補償内容

特約

保険の対象

地震保険

保険金額

保険料の払込方法

保険金のお支払

ご注意

よくあるご質問

## ご契約にあたってのご注意

- ① このパンフレットは「ホームアシスト(家庭総合保険)」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」「重要事項説明書」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
- ② 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
- ③ 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- ④ 家財のご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。「明記物件」といいます。
  - ・ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
  - ・ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑤ 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- ⑥ 個人情報のお取扱いについて  
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱いいただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ⑦ ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会ください。
- ⑧ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- ⑨ ご住所を変更するとき、他の保険契約・共済契約を締結するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に対取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ⑩ 補償の重複に関するご注意  
次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。  
※ 1契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約した時や家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

### ■補償が重複する可能性がある主な特約

- 個人賠償責任補償特約(自動車保険・傷害保険等)
- 類焼損害補償特約(他の火災保険)

## 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合

に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、住居専用の建物(専用住宅)またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返戻金は100%補償されます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は  
お客様相談センター



0120-115-603

○受付時間:平日午前9時~午後5時(年末年始は除きます。)  
○携帯電話・PHSからもご利用になれます。

事故の受付は  
「朝日火災あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ  
朝日火災あんしんダイヤル



0120-120-555

○受付時間:24時間・365日  
○携帯電話・PHSからもご利用になれます。

弊社との間で問題を解決できない場合には  
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター



0570-022808 (有料)

○受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土日・祝日および12/30~1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655

東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL 03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

●お問い合わせ先